

江戸川区民が災害時の避難先に指定されている、広域避難場所（新小岩公園等を含む）の高台化の早期実現に関する陳情

（総務委員会付託）

受理番号 第 143 号の 1

受理年月日 平成 25 年 2 月 15 日

付託年月日 平成 25 年 2 月 22 日

陳情者

.

陳情原文 東京都は昨年、東京湾北部（首都直下）地震発災時の被害想定を見直しました。震度 7 も想定されています。この判断は東日本大震災の教訓を活かし「想定外」の根絶にあるものと思われま

す。想定外を回避するためには、大地震と超大型台風の同時発災、いわゆる「複合災害」にも対処する必要があります。建物の倒壊と火災の発生、それに高潮や堤防決壊などの外水氾濫にどう対処するかが、人命の損傷に大きく影響をします。昭和 56 年以前の旧建築基準による建物は、全壊するものと思わなければなりません。

このような状況にあって区の南部には葛西南部地区、西部には大島小松川公園の避難場所がすでに整備され、それに今回は東部地区の都立篠崎公園の高台化の方針が決まりましたが、区内最低地である松島・中央・本一色周辺の避難場所は、東京都指定の葛飾区「新小岩公園」であり、低地であることから洪水時には何ら役に立ちません。ここには江戸川区民約 70,000 人（京葉道路北側、環七道路西側の地域）と、葛飾区民約 40,000 人の命がかかっているのです。大地震や超大型台風の来襲までに、避難場所の高台化と避難道路の確保がどこまでできるかが、いま私たちに問われているのです。しかし、洪水ハザードマップでは上記区民課管内の避難場所は大島小松川公園になっていますが、東日本大震災発災時は帰宅者が殺到して、小松川橋は大渋滞の状態。これで分かるように、逼迫した状況時に果たして小松川橋を渡ることができるのかきわめて疑問であります。想定外の根絶という観点からすれば、明らかに大問題と言わざるを得ません。

区の「地震防災マップ」「洪水ハザードマップ」および「水害避難行動計画作成の手引き」などは、今回の東京都の被害想定見直しを受けて、全面改訂をせざるを得ないものと思われま

すが、区の面積の七割が 2 メートル以上の水没地域という劣悪な状況からすれば、公助の不足は致命的と言わざるを得ないのであります。こうした逼迫した状況下にあっても、残念ながら多くの区民は広域避難先を自覚していないのが実状であります。全面改訂に合わせ区民に改めて避難対象地域と、その避難先（新小岩公園を含む）を明示し、徹底することが急務であります。

なお、前記の新小岩公園の高台化は、葛飾区内の問題でありま

すが、区政の要諦は区民の生命財産を護ることにあるはず

です。区議会は立法府の権能を最大限に発揮し、見識をもって本案を審議、採択していただき、執行機関と力を合わせ、

（裏面に続く）

67万区民の信託に応えていただきたい。

以上、災害を絶対に「想定外」にはしてはならないとの思いから、安全な街づくりの実現を区民として切に願うものであります。よって、以下の課題解決に取り組むよう陳情するものであります。

記

区民に避難対象地域と、その避難先(新小岩公園を含む)を改めて明示すること。